

12月3日～9日は「障害者週間」です  
—すべての人がいきいきと安心して暮らせる伊賀市へ—



「障害者週間」は、障がいのある人たちの社会参加を推進し、障がいに対する理解と認識を深めるための週間です。障がいのある人は、生活のさまざまな場面で不便を感じる場合があります。しかし、まわりの人たちが理解し配慮や支援をすることで、自立の幅が広がります。障がいのある人の社会参加は、まわりの人の理解と認識があってこそ実現するものであり、誰もが心地よく安心して暮らせるまちづくりは、そうした一歩から始まります。

共生社会の実現に向けて —「障害者差別解消法」とは—

「障害者差別解消法」は、障がいのある人もない人も、全ての人が、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。そして、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」及び「環境の整備(※)」を行うこととしています。  
※合理的配慮の提供をしやすいするために、施設や設備、体制などの見直しをすることです。

2024(令和6)年4月1日改正のポイント

※民間事業者による合理的配慮の提供は「義務」となりました。

| ポイント                                       | 不当な差別的<br>取扱い | 合理的配慮の<br>提供            | 環境の整備                                  |
|--------------------------------------------|---------------|-------------------------|----------------------------------------|
| 行政機関等                                      | 禁止            | 義務                      | 努力義務                                   |
| 事業者<br>(企業・団体・店舗・個人事業者<br>ボランティア活動グループ など) | 禁止            | <del>努力義務</del><br>→ 義務 | ※法的には、努力義務<br>ですが、積極的な検討<br>を求められています。 |



このチラシをご覧いただいたみなさま  
こちらの二次元コードからアンケート  
にご協力をお願いします。



## 「不当な差別的取扱い」とは？



障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由にサービスなどの提供に場所や時間帯の制限をすること、拒否すること、条件を付けることなど、不利な対応をすることは禁止されています。

「もし何かあったら…」は正当な理由になりません！「正当な理由」は、個別に具体的な場面や状況に応じて判断することが必要です。

## 「不当な差別的取扱い」の具体例！



- ・車椅子使用者であることを理由に乗り物の利用を断る。
- ・窓口での対応を拒否または後回しにして、接遇の質を下げる。
- ・本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ・付き添いの人がない、盲導犬や聴導犬と一緒にという理由で入店を断る。
- ・「障がいのある人向けの物件はない」と言い入居を断る。または対応を拒否する。

## 「合理的配慮の提供」とは？



日常生活の中で、障がいのある人にとっては難しく、生活しづらいことや活動などが制限される場合があります。障がいのある人から、活動などを制限しているバリアを取り除くために何らかの対応を求められた時には、負担が重すぎない範囲で、対応や調整することが求められます。障がいの特性やその場の状況などで異なりますので、対話を通じて、お互いに理解を深めながら、共に解決策を見つけていくことが大切です。

## 「合理的配慮」の具体例！

- ・段差では、携帯スロープを使ったり、車椅子のキャスター上げなどの補助をする。
- ・意思を伝え合うために、筆談、読み上げ、手話、タブレット端末などを使う。
- ・飲食店などで、車椅子のまま利用できるよう机や椅子の配置を変更する。
- ・職場では、障がいの特性に応じて休憩時間の調整を行ったり、能力が発揮できるよう職務内容の配慮を行う。



## 「伊賀市障害者福祉連盟」会員募集！

障がいのある人やその家族が会員となり、その人らしく暮らせる地域社会の実現に向けて活動を行っています。

【連絡先】伊賀市障害者福祉連盟事務局  
(伊賀市社会福祉協議会内)

☎ 0595-33-0064 ☎ 0595-21-8123

✉ dantai@hanzou.or.jp



## 障がいに関するお問い合わせ先

●伊賀市健康福祉部障がい福祉課

☎ 0595-22-9657 ☎ 0595-22-9662

✉ shougai@city.iga.lg.jp

●伊賀市障がい者相談支援センター

☎ 0595-26-7725 ☎ 0595-24-7511

✉ iga-syougai1@ict.jp

